

「竹田市総合運動公園内施設」ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 目的

竹田市では、市有施設を有効に活用することにより、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、竹田市総合運動公園内施設のネーミングライツ（市が所有する施設等の命名権）を取得するパートナーを募集します。

ネーミングライツのパートナーは、竹田市総合運動公園内施設に企業名等の愛称を表示することにより、企業等のPRはもとより、市の施策への経済的な支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2. 募集対象施設及び所在地

竹田市総合運動公園内の主要施設である市民球場、陸上競技場、テニスコート、多目的広場の命名権を一括で募集します。

施設名称	所在地
竹田市総合運動公園 市民球場	竹田市大字竹田 1320 番地
竹田市総合運動公園 陸上競技場	同上
竹田市総合運動公園 テニスコート	同上
竹田市総合運動公園 多目的広場	同上

3. 契約の期間

3年（令和4年4月1日～令和7年3月31日まで）

4. 募集金額（ネーミングライツ料）

施設名	募集金額
竹田市総合運動公園内 市民球場 陸上競技場 テニスコート 多目的広場	100万円以上／年間 （消費税及び地方消費税込）

5. 愛称の条件

- ① 公共施設にふさわしい「愛称」として、親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージなど、市民の理解が得られる愛称を命名してください。（一部修正をお願いする場合があります。）

【施設名称例】 ○○球場、○○スタジアム、○○陸上競技場

○○テニスコート、○○多目的グラウンド など

- ② 他人の著作権、商標権を侵害しないものであることとします。
- ③ 募集するのは施設の愛称であり、条例上の施設名称を変更するものではありません。
- ④ 契約期間中における愛称の変更は、原則できません。

6. 愛称の使用開始時期

令和4年4月1日（予定）

7. 名称変更に伴う必要経費

ネーミングライツ料以外の費用負担区分は、次の表のとおりとします。

区 分	市など	パートナー
施設の看板の表示変更		○
新規の看板設置		○
契約期間終了後（解除後）の原状回復		○
市及び指定管理者等が作成するパンフレットなど印刷物、ホームページの表示変更	○	
応募及び契約締結に係る費用		○

※看板の表示変更、新規の看板設置は、関係機関との協議により決定します。

8. 応募資格

本市のパートナーにふさわしい法人とします。ただし、次の事項に該当し、又は該当する事業等を行う法人は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と密接な関係を有するもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑤ 法人市民税、法人事務所税、消費及び地方消費税について、過去1年間に滞納があるもの
- ⑥ 竹田市広告料収入事業実施要綱（平成18年竹田市告示第57号）に定める規制

業種に該当するもの

- ⑦ その他、ネーミングライツ・パートナーとすることが適切でないと思われる
とき

9. 募集期間及び応募方法等

(1) 募集期間等

① 募集期間

令和3年12月1日(水)～令和3年12月28日(火)まで

② 募集要項及び必要書類の配布

担当窓口にご連絡いただくか、竹田市ホームページでもダウンロードできます。

※担当窓口は本募集要項の最後に記載しています。

(2) 申込書類の提出

① 提出期限

令和3年12月28日(火)※必着

② 提出先

担当窓口にご直接お持ちいただくか、郵送にて提出してください。郵送の場合も募集期間内必着とします。

(3) 質問等の受付・回答

募集要項等に関して質問がある場合は、別紙「第4号様式 ネーミングライツにかかる質問書」により、次のとおり受け付けます。

① 質問受付期限

令和3年12月17日(金) 17時まで

② 提出場所及び方法

担当窓口にご直接お持ちいただくか、郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。(期限までに必着とします。また、口頭での質問は受け付けません。)

③ 質問回答期限

令和3年12月21日(火)まで

④ 回答方法

質問者には、郵送、FAX、電子メールにより個別に回答するほか、竹田市のホームページ内で質問及び回答を公表します。(質問者の氏名等は公表しません。)

10. 提出書類

	書類名	備考
1	ネーミングライツ・パートナー申込書	第1号様式
2	社会貢献(地域貢献)への取り組み	第2号様式
3	会社概要	第3号様式

4	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	当該証明書
5	直近分3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）	任意様式
6	直近3年分の国税（法人税）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税（法人住民税）の納税証明書	当該証明書

1 1. ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) ネーミングライツ・パートナー選定等委員会において、予め定められた選定基準に基づき総合的な審査を行い、優先交渉権者を決定します。応募者が1者のみの場合も、選定等委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者を決定します。

(2) 選定基準（評価項目と配点）

資格要件を満たしている全応募者を対象に、下記のとおり選定基準の評価項目と配点により評価、点数化し、総合点数が一番高い者を優先交渉者とします。

また、次点以下の交渉順位も決定します。なお、選定基準の評価項目において、著しく低い評価点がある場合又は総合点数が6割以下の場合は、優先交渉権者を選定しない場合があります。

評価区分	評価項目	配点
応募条件	応募金額	40
応募企業の状況	地域性	5
	経営の安定性	10
	社会貢献（地域貢献）への取り組み	10
	ネーミングライツ・パートナーとしての熱意	15
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージとの整合	20
合計点数		100

1 2. 選定結果の通知

選定等委員会の結果については、それぞれ応募者全員に文書で通知します。

1 3. 契約の締結及び解除

(1) 契約の締結

優先交渉権者の決定後速やかに協議を行い、市とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約書を締結します。なお、契約を締結したネ

ネーミングライツ・パートナーは、契約期間終了後、次回の契約の際に優先的に交渉することが出来ます。

(2) 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約期間満了前に契約を解除する場合があります。その場合における現状復旧に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額は返還しません。

14. ネーミングライツ・パートナーの公表、新名称（愛称）の周知啓発

ネーミングライツ・パートナーの決定後、市は速やかに企業名や施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等について、市ホームページや市報等により公表するとともに、新名称（愛称）を積極的に使用します。

15. ネーミングライツ開始までのスケジュール

①募集期間	令和3年12月1日（水）から 令和3年12月28日（火）まで
②申込み受付期間	上記募集期間に同じ
③選定等委員会（優先交渉権者の選定）	令和4年1月中旬
④ネーミングライツ・パートナー決定	令和4年1月下旬
⑤契約の締結	令和4年2月上旬
⑥施設表示等の変更等（準備期間）	契約締結後開始日まで
⑦ネーミングライツ開始	令和4年4月1日から

※上記スケジュールは予定であり、優先交渉権者との協議次第では若干の変更が生じる場合があります。

16. その他

本募集要項に定めのない事項については「竹田市ネーミングライツ事業実施要領」によるものとします。

また、それ以外の疑義が生じた場合は、市、応募者及びネーミングライツ・パートナーが誠意を持って協議し定めるものとします。

17. お問い合わせ先（担当窓口）

竹田市役所 生涯学習課 スポーツ振興係 担当：工藤
〒878-8555 竹田市大字会々1650番地

TEL：0974-63-4817（直通）

FAX：0974-63-2373

メールアドレス：syougai@city.taketa.lg.jp